

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

| 事業番号 | 事業の内容 | 当該事業の事業比率 |
|------|---|-----------|
| 公1 | 研究発表会および学術講演会・シンポジウムの開催ならびに研究業績の発表による水産学の学術の発展と科学技術の振興を推進する事業 | 39.1% |

[1] 事業の概要について (注1)

(事業の内容)

ここでは、研究業績の表彰が、研究発表会あるいは学術講演会の開催時に行われていることから、一体の事業にまとめている。

(1) 研究発表会の開催事業

本会では、水産学に関する最新の科学技術の研究成果を発表、討議することを目的として、年2回の研究発表会(春季大会と秋季大会)時、及び支部の大会や例会時に、会員による研究発表会を開催している。研究発表件数は年間1500件以上に、また参加者数は延べ2500名以上に上り、参加者には200名程度は非会員も含まれる。特に、理科教育を支援するために高校生・中学生によるポスター発表会を実施して、人材の育成にも努めている。このように、本会の研究発表会では水産に関連する幅広い分野について研究成果が公表されて討議が行われることから、この事業は研究や開発の深化に貢献するとともに研究者の人材の育成に役立っている。

(2) シンポジウム・講演会の開催事業

本会では、専門家の意見交換によって科学技術の研究成果を深めるとともに科学技術の研究成果を広く一般に普及することを目的として、専門家や一般市民を対象とした参加自由のシンポジウムと講演会を、それぞれ年間25件と10件程度を開催している。こうしたシンポジウムや講演会は、それぞれの分野の専門家が企画責任者となって、理事会や委員会、支部の審議を経て選定されて、開催される。講演者は、ほとんど場合は会員の中からその分野の専門家が選ばれるが、必要に応じて外部の専門家を招くこともある。シンポジウムと講演会の内容は、学会誌やホームページを通じて広く社会に伝えることで、水産学研究成果の社会への普及に貢献している。また、(社)日本技術士会の技術士継続研鑽制度CPD(Continuing Professional Development)の支援の一環として、我が国の技術士の人材育成にも貢献している。

(3) 国内外関連学会・団体との共催・連携事業

水産学の研究成果を国内外の関連学会や団体との交流の中で公表、意見交換することで、研究をさらに発展させることを目的として、我が国の研究者を対象として、国際学会と定期的に国際シンポジウムを共催するほか、国内の関連学会とシンポジウムや講演会を共催する。本会は、世界水産学協議会のメンバーとして4年ごとに開催される世界水産学会議に協力しており、特に2008年10月には第5回世界水産学会議を主催するとともに、アメリカ水産学会やイギリス諸島水産学会とも共催の国際シンポジウムを交互開催で行っている。この事業により、我が国の研究成果を国際的に広めるとともに、研究の質的維持と向上に大きく貢献し、学術及び科学技術の振興に役立っている。

(4) 表彰事業

本会では、水産学の学術の発展とともに人材育成を目的として、水産学や水産業の発展に貢献した者に対する学会賞を、また、優れた研究論文を公表した者に対する論文賞を選考し、春季大会開催時に表彰している。これらの表彰の対象は会員に限らず、それぞれの規程に従って選考される。学会賞は毎年、日本水産学会賞2件以内、日本水産学会功績賞2件以内、水産学進歩賞4件以内、水産学奨励賞4件以内、水産学技術賞3件以内を、正会員による推薦に基づき、専門家による学会賞選考委員会が選考の規程や申し合わせに従い選考して推薦し、理事会が決定している。論文賞は、本会が刊行する英文誌(Fisheries Science)と和文誌(日本水産学会誌)に掲載された論文の中から毎年10件以内を、編集委員会が選考し推薦し、理事会が決定している。このほかにも、学生に対する優秀発表賞や高校生のポスター発表賞を授与している。これらの表彰によって、水産学に関わる人材の育成に貢献し、ひいては科学技術研究を促進することに役立っている。

(事業実施のための財源)

(1) 研究発表会の開催事業

研究発表会(大会)の財源は、参加費と協賛金を充当しているものの、必ずしも十分でないために赤字分に会費収入を補填している。

(2) シンポジウム・講演会の開催事業

シンポジウムと講演会は、会員内外を問わず、参加費は無料としているために、わずかな資料代を徴収することもあるが、ほとんどすべて会費収入で運営している。

(3) 国内外関連学会・団体との共催・連携事業

大きな国際シンポジウムでは参加費と協賛金をその運営に当てるが、こうした事業収入だけでは事業費を賄えないので、会費収入で補填している。

(4) 表彰事業

この事業では対価を得ることがないので、すべて会費収入で賄われている。

〔2〕事業の公益性について

| | |
|---|--|
| 定款（法人の事業又は目的）上の根拠 | 定款第4条(1) 及び(4) |
| 事業の種類 (別表の号) | (本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。) |
| 1 | 本事業は、研究者（技術者含む）による科学的成果を公開で発表して討議する場としての研究発表会（大会）の開催や、さまざまな専門家や一般市民を含めたシンポジウム・講演会の開催、水産学の発展に貢献する者の表彰を通じて、水産学に関わる科学技術の発展や研究開発の促進と社会への還元ならびに人材育成を支援するものであり、事業の種類別表1号の「学術及び科学技術の振興を目的とする事業」に該当する。 |
| (本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください（注2）。) | |
| <p style="text-align: center;">チェックポイント事業区分</p> <p>(下欄▼ボタンをクリックして、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその下に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)</p> | <p style="text-align: center;">チェックポイントに該当する旨の説明</p> <p>(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するようにどのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)</p> |
| <p>(3) 講座、セミナー、育成</p> <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p> | <p>(1) 研究発表会（大会）の開催事業、(2) シンポジウム・講演会の開催事業、および(3) 国内外関連学会・団体との共催・連携事業について</p> <p>1. 当法人の目的は、「水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、人類福祉の向上に寄与すること」である。したがって、不特定多数の者の利益の発展に寄与することは明らかであり、このことは定款第3条に記載している。</p> <p>2. 大会の研究発表会およびシンポジウム・講演会の発表内容については、開催の案内をプログラムとともに、業界紙や一般紙、科学雑誌にプレスリリースして周知に努め、本会のホームページ、学会誌、メールマガジン等を用いて広く知らせて誰でもが利用できることから、利用機会は広く一般に開かれている。</p> <p>(1) 研究発表会の開催事業については、大会時における研究発表会の発表者はその専門的知識・技能の質やレベルを確保するために会員に限るものの、討議には参加費を支払うことで会員非会員を問わず参加することができる。参加申し込みについても、ホームページ上で誰でもが参加申し込みできるようになっている。</p> <p>(2) シンポジウム・講演会の開催事業におけるシンポジウムや講演会では、会員非会員を問わずに誰でもが無料で参加することができる。</p> <p>(3) 国内外関連学会・団体との共催・連携事業におけるシンポジウムや講演会についても、その参加には参加費の支払いを求めるものの、会員だけを対象とするのではなく、広く非会員の研究者や専門家、さらに一般人の参加が可能である。</p> <p>これらのことから、本会が行う研究発表会およびシンポジウム、講演会は広く一般に開かれ、またその成果は学術及び科学技術の振興を通じて、広く一般社会に利益をもたらすものである。</p> <p>3. 本事業で行う研究発表会、シンポジウム、講演会では、それぞれ委員会によって選出された専門家を座長として迎え討議を行い、発表者とその発表内容、討議、意見交換における専門的な知識を担保している。特に(2) シンポジウム・講演会の開催事業と(3) 国内外関連学会・団体との共催・連携事業におけるシンポジウムや講演</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>会では、その分野の専門家を企画責任者として迎えて、その企画内容については専門家で構成される委員会による審議を経て選考されている。</p> <p>4. 本事業における研究発表者、および会員の中から選出された座長と講演者に対しては、原則として報酬は支払わないボランティアである。(2)シンポジウム・講演会の開催事業と(3)国内外関連学会・団体との共催・連携事業におけるシンポジウムや講演会では、会員以外の専門家を国内外から講演者に招待することがあるが、謝金は極めて薄謝であり、過大な報酬を支払うことはない。</p> <p>その他説明事項</p> |
| (14) 表彰、コンクール | |
| <p>区分ごとのチェックポイント</p> <p>1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2. 選考が公正に行われることになっているか。(例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除)</p> <p>3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。</p> <p>5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めているか。</p> | <p>(4) 表彰事業について</p> <p>1. 当法人の目的は、「水産学に関する学理およびその応用の研究についての発表および連絡、知識の交換、情報の提供等の事業を行い、水産学に関する研究の進歩普及を図り、もって学術の発展と科学技術の振興に寄与するとともに、人類福祉の向上に寄与すること」である。したがって、不特定多数の者の利益の発展に寄与することは明らかであり、このことは定款第3条に記載している。</p> <p>2. 本事業による表彰の授賞対象者は、それぞれの選考規程及び選考の申し合わせにより厳正かつ公正に選出されている。特に、選考委員が授賞候補者となった場合には選考（審議および投票）に関わることができない等、直接の利害関係者を排除するように規定している。</p> <p>3. 本事業による表彰の授賞対象者の選考は、5つの分野で会員から選出された委員15名で構成される学会賞選考委員会（任期2年、再任不可）が、会員から推薦された候補者について提出された書類を基に、厳正に選考に当たっている。</p> <p>4. 授賞対象者の選考の経過は、受賞理由を含む講評や総評とともに本会のホームページで公表し、また受賞者氏名と課題名を総会資料と会告で公表し、課題内容の詳細を学会誌とホームページ上で公開している。特に、論文賞を受賞した論文の受賞者氏名と課題名についても、総会資料や会告、ホームページで公表するとともに、内容の要約（刷り上り1ページ）を学会誌とホームページで公開している。</p> <p>5. いずれの賞についても、表彰者や候補者に対して金銭的な負担（審査料も含め）をまったく求めているない。</p> <p>その他説明事項</p> |

〔3〕本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注3）

| | |
|----------|--|
| 許認可等の名称 | |
| 根拠法令 | |
| 許認可等行政機関 | |

- 注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。
- 注2 「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。
- 注3 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。